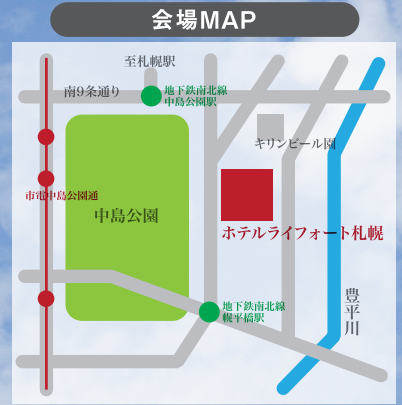


Part13 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2014

入場無料

境界紛争解決の道しるべ

筆界特定制度と境界の時効を考える



国民の皆様が所有する大切な土地・建物について、取引や次世代への引継ぎ等がなされる時間問題となるのは、その不動産が健康な状態にあるかどうかということでしょう。特に土地にあっては、近年所有者の権利意識の高まりにより、境界線付近にある塀などの構築物が越境していないか、相続等により受け継がれた土地の範囲が長い間に曖昧になっていないか、土地家屋調査士はこのような問題に、専門資格者として調査・測量をするにとどまらず、人と人の間に立って解決の道しるべになりたいと考えています。

平成26年 **2月21日** 金 | **ホテルライフオート札幌**
 13:00~17:00 | 札幌市中央区南10条西1丁目
 TEL.011-521-5211

第1部

「筆界特定制度と申請事件」

札幌法務局民事行政部 不動産登記部門総括表示登記専門官

山本伸一

第2部

「さっぽろ境界問題解決センターの事例」

さっぽろ境界問題解決センターセンター長

小川勝広

第3部

「境界と時効と登記」

北海道大学法科大学院長
北海道大学 教授

松久三四彦

無料登記相談
同時開催

- ◎主催/日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会(札幌土地家屋調査士会、函館土地家屋調査士会、旭川土地家屋調査士会、釧路土地家屋調査士会)
- ◎協賛/北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(北公連)
- ◎後援/札幌法務局、北海道、札幌市、日本土地家屋調査士会連合会、公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会

お問い合わせ先

札幌土地家屋調査士会

札幌市中央区南4条西6丁目8番地 晴ればれビル8階
E-mail/sta001@mb.snowman.ne.jp

TEL.011-271-4593

